



令和7年度

受講者募集

市民後見人 養成講座



成年後見制度とは？

認知症高齢者や知的障がい、精神障がいにより、福祉サービスの契約や預貯金の管理などが困難な人の生活や財産を守る制度です。

市民後見人とは？

弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人です。市民後見人の活動は、同じ地域に暮らす住人として、ご本人と同じ目線で考え、相談し合える寄り添い型の支援を体現する活動です。

対象者

社会貢献に意欲があり、市民後見人活動に関心のある市民
※年齢25歳以上68歳未満の方（今年4月1日時点）

募集期間

4月15日(火)から6月20日(金)まで

会場

姫路市総合福祉会館・宍粟市役所など

申込方法

来所・電話もしくは申込専用フォームにて申込みください。

参加費

無料（交通費・保険代は自己負担）

カリキュラム

令和7年7月～令和8年2月（開催頻度は、月1回程度）
市民後見人養成講座事前説明会にてお知らせします。

申込専用フォーム



※市民後見人養成講座事前説明会

【日時】5月29日(木) 14時～15時【場所】宍粟市役所 北庁舎2階 健康指導室

福祉相談課 相談支援係（山崎町今宿5-15 北庁舎2階）
☎ 0790-63-3168 / Fax 0790-63-3170

令和 7 年度 宍粟市市民後見人養成講座 受講申込書

ふりかな	
氏名	
住所	〒 ー 茨城県 町 (小學校区：)
生年月日	昭 ・ 平 年 月 日 (歳)
連絡先	(自宅) (携 帯) (F A X)
勤務先	
職歴・資格	

【受講対象者】

要件に該当する場合は、☒を記入してください。すべての要件に該当する必要があります。

- 市民後見人養成講座終了後に市民後見人として活動する意思がある。
- 今年４月１日時点の年齢が、25歳以上68歳未満であること。
- 心身ともに健康で、講座の受講や後見業務を行うのに問題がない。
- 講座全ての日程を受講できる。（開催場所：姫路市総合福祉会館、宍粟市役所など）
※令和７年７月から令和８年２月まで（月１回程度の開催）
- 弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認会計士、税理士、行政書士、社会保険労務士の資格を有していない。
- 裁判所から法定代理人、保佐人又は補助人を免ぜられていない。
- 破産者（破産手続き開始の決定がされている人）ではない。

申込締切 6月20日(金)